

「住宅用家屋証明（新築・未使用）」の電子申請について

住宅用家屋証明の横浜市電子申請・届出システムからの電子申請を受け付けます。申請方法・注意事項をご確認のうえ、申請してください。なお、電子申請による申請は、**住宅用家屋証明書を取得される家屋へ入居済で、新築後1年以内の場合のみ可能**（※）です。また、通常の窓口での証明交付よりもお時間がかかりますので、お急ぎの際はできるだけ直接窓口までお越しください。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※未入居、新築後1年以上経過している等、電子申請で受付できない場合は、横浜市電子申請・届出システムから手続きを継続できない旨を記載したメールを送付しますので、窓口または郵送にて改めてご申請をお願いします。

1. 申請方法

- (1) 横浜市電子申請・届出システムへ利用者登録をします。

※すでに登録済の方は次ページ(2)をご覧ください。

- ①横浜市電子申請・届出システムトップページを開く。

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>)

The screenshot shows the homepage of the Yokohama Electronic Application and Submission System. At the top, there is a navigation bar with links for '手続き一覧（個人向け）', '手続き一覧（事業者向け）', 'ヘルプ', and 'よくあるご質問'. On the right side of the navigation bar, there are buttons for 'ログイン' and '新規登録'. A red box highlights the '新規登録' button, with a red arrow pointing to it from a text box that says 'こちらをクリックする'.

The main content area features a large banner with the text '横浜市電子申請・届出システム' and 'もっと便利に。もっと簡単に。'.

Below the banner, there are two main sections. The left section is titled '3 手続きの検索をかんたんに' and describes how users can search for procedures based on their information or application history. The right section is titled '4 あなたの知りたい情報をお届け' and describes how users can register their interests to receive information. A red box highlights the '個人として登録する' button in the left section, with a red arrow pointing to it from a text box that says 'こちらをクリック 家屋証明書の電子申請は 個人単位となるため「個人として登録する」を選択します。'.

- ②入力フォームのとおり、メールアドレス及び氏名、住所、電話番号、生年月日、性別等を入力し、利用者登録する。
- (2) 横浜市電子申請・届出システムへログインをします。
(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>)
- (3) 「手続き一覧(個人向け)」のキーワード検索で「[\(入居済のみ\) 新築の住宅用家屋証明書の電子申請に係る手続き](#)」と検索します。
- (4) 申請フォームのとおり、必要事項を入力します。

■ご入力いただく内容

電子申請者氏名、住所、電話番号、新築年月日、住宅用家屋証明書の郵送先住所、宛名、申請する家屋の種類、住居の種類、居住状況(住宅用家屋証明書を取得される家屋へ入居済の場合のみ申請できます)

■添付が必要な書類

[横浜市 WEB サイト](#)をご参照ください。

- (5) 手数料について

横浜市電子申請・届出システムから申請いただく場合、住宅用家屋証明書の発行手数料(1300 円)はクレジットカードまたは電子マネー(PayPay のみ)でお支払いいただきます。審査終了後、横浜市電子申請・届出システムからお支払いを依頼するメールを送付します。なお、一度お支払いいただいた決済はお取消しできません。また、領収書は発行されませんので、予めご了承ください。

- (6) 手数料納付方法詳細

①手数料納付依頼メールの受領

申請完了後 3 営業日前後で「【横浜市電子申請】「建築確認申請台帳記載証明書の電子申請に係る手続き」の手数料のお支払いを受け付けました」という件名で横浜市電子申請・届出システムの登録メールアドレス宛に支払い依頼のメールを送付します。

↓横浜市電子申請・届出システムからの支払い依頼を依頼するメール

手続き名：(入居済のみ)新築の住宅用家屋証明書の電子申請に係る手続き
申込番号：

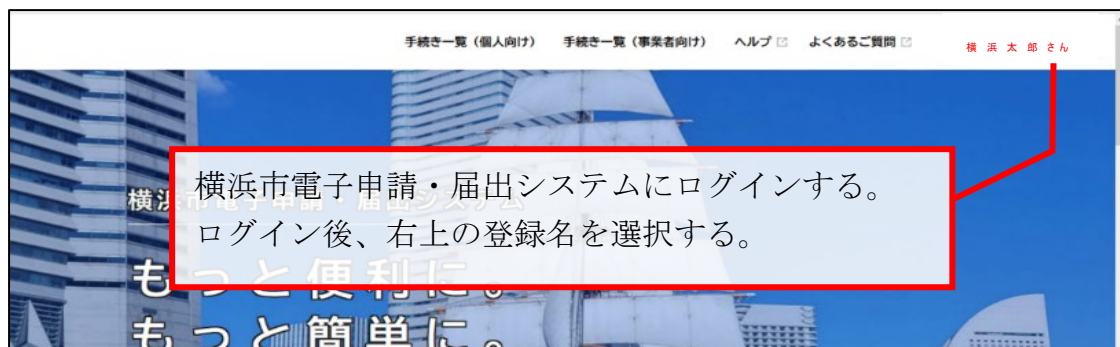
お手続きに必要な手数料が確定しました。
所定の方法にてお支払いください。
=====

手数料：1,620 円
お支払方法：「マイページ」よりオンライン決済

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/pr/141003/ea/residents/portal/home>

こちらをクリックする。
または、検索エンジンで
「[横浜市電子申請・届出システム](#)」を検索して[横浜市電子申請・届出システム](#)のトップページを開く。

②支払い方法の選択画面の表示



現在申請中の手続き一覧が表示されるので、「手数料をお支払いください」と記載されている「(入居済のみ) 新築の住宅用家屋証明書の電子申請に係る手続き」を選択する。

🔍 申請内容照会

申請内容照会画面が表示されるので「手数料を支払う」を選択する。

申請状況

① 手数料をお支払いください

手数料

支払額：1,620円

利用可能な支払方法：クレジットカード、PayPay、LINE Pay

手数料を支払う

1 2 3
支払方法の選択 手数料の支払 手数料の支払完了

支払方法の選択

クレジットカード

PayPay

支払い方法の選択画面が表示されるので、支払い方法を選択する。

※利用できるクレジットカードのブランド：VISA、Master、JCB、AMEX (American Express)、Diners (Diners Club International)

③ クレジットカードで支払う場合

手数料詳細

支払額
1,620円

手数料詳細

項目名
家屋証明書交付手数料
郵送手数料（特定記録＋定形郵便物）

クレジットカード情報の入力

クレジットカード情報を入力し、「手数料を支払う」ボタンをクリックしてください。
使用できるクレジットカード：Master、VISA、JCB、American Express

支払い方法を選択する画面で「クレジットカード」をクリックし、金額（住宅用家屋証明書発行手数料：1300円／郵送料：320円（定型郵便特定記録）合計 1620円）を確認してカード情報を入力後、「手数料を支払う」をクリックする。「手数料を支払います。よろしいですか？」と表示されるので、「OK」をクリックすると、支払完了画面が表示されます。

カード番号 必須

有効期限 必須

セキュリティコード 必須

カード番号（ハイフンなし）

月 年
選択してください ▼ 選択してください ▼

セキュリティコードとは、クレジットカード裏面の署名部の上に記載されている3桁の数字です。一部のクレジットカードにつきましては、クレジットカード表面のカード番号上部に4桁の数字で記載されている場合もあります。

※手数料支払い後の
取り消し・キャンセルはできません。

手数料を支払う >

④PayPay で支払う場合

手数料詳細

支払額

1,620円

手数料詳細

項目名	料金
家屋証明書交付手数料	1,300円
郵送手数料（特定記録＋定形郵便物）	320円

PayPayでの支払について

「手数料を支払う」ボタンをクリックすると外部サイトへ移動しますので、そのまま手続きを進めてください。スマートフォンのPayPayアプリを使用する、またはブラウザからPayPayのサイトにログインして行ってください。お支払い完了後、「手数料の支払完了」画面が表示された時点で、手数料のお支払いが正式に完了となります。

手数料を支払う

>

支払い方法を選択し、金額（送料：1300／郵送料合計 1620 円）をクリックします。

支払い方法を選択する画面で「PayPay」をクリックし、金額（住宅用家屋証明書発行手数料：1300／郵送料：320 円(定型郵便特定記録)合計 1620 円）を確認して「手数料を支払う」をクリックします。

表示内容を確認し、「OK」をクリックします。

PayPayの支払い画面に移ります。
PayPayの残高があることを確認してください。
この先しばらくの間（約5分間）は支払方法を変更することはできません。よろしいですか？

OK キャンセル

QRコードをスキャンまたは、PayPayへログインし、支払います。

The diagram illustrates the payment process using a smartphone. It shows three main components: a merchant's QR code, a smartphone screen, and a payment confirmation screen. Red lines and arrows indicate the flow of the transaction. The merchant's QR code is scanned by the smartphone, which then displays the payment confirmation screen. The smartphone screen shows the PayPay app interface, including the merchant ID, the amount, and the payment status. The payment confirmation screen shows the merchant ID, the amount, and the payment status.

※手数料支払い後の取り消し・キャンセルはできません。

(7) 住宅用家屋証明書の郵送について

横浜市電子申請・届出システムから申請いただいた場合、申請フォームで添付していただく住宅用家屋証明書に押印して特定記録で三つ折りにして郵送します。三つ折りを希望されない場合は、窓口または郵送で申請してください。

2. 注意事項

- ・証明書は特定記録で郵送します。郵便事情により、郵送にかかる日数が通常より遅れる場合があります。
- ・申請順に順次審査を行いますので、証明書の発送日について個別の要望にはお答えできません。あらかじめご了承ください。
- ・書類の不備等によりすぐに証明を交付できない場合がございますので、不備がないか必ず申請前にご確認ください（次ページ参照）。不備があった場合は横浜市電子申請・届出システムの登録メールアドレスまたは電話番号にご連絡します。

【担当】

建築局情報相談課 管理・情報担当

電話 045-671-4503 / FAX 045-681-2436

メールアドレス kc-johosodan@city.yokohama.jp

<申請前に必ずご確認ください>

誤記載や記入もれ、不足書類がある場合は家屋証明書を交付できません。その場合は横浜市電子申請・届出システムの登録メールアドレス宛に再申請のお願いという件名でメールを送付します。再申請のお願いという件名でメールが送付された場合は、不備の内容をご確認のうえ、再申請をお願いします。

ご申請の際は、事前に以下の項目をご確認のうえ、ご申請ください。

※記入例1～3のページを照らし合わせてご覧ください。

【申請書（記入例1）について】

- ① a～fのいずれかに○はありますか。b・d・fの場合は年号に○をして日付を記入していますか
- ② 「申請者の住所・氏名」は住民票と全く同じように記入していますか。
(例:「1番1号」→「1-1」のように省略はしていませんか。住民票が旧字記載の場合は同じように記入していますか)
- ③ 「所在地」は登記関係書類の「所在地」欄と全く同じように記載していますか。(マンションの場合など、「家屋番号」欄にある内容まで記載されていることが多くありますが、「所在地」欄の内容のみをご記入ください)
- ④ 申請書下部にある<記入上の注意>を再度ご確認ください。

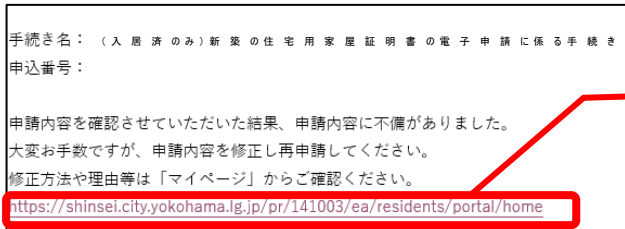
【証明書（記入例2）について】

- ⑤ a～fのいずれかに○はありますか。b・d・fの場合は年号に○をして日付を記入していますか。申請書と○の位置や日付は同じですか。
- ⑥ 「申請書」と「証明書」を見比べたときに、内容の異なる部分や記入もれはありませんか。

【申請内容に不備がある場合の対応方法】

申請内容に不備があった場合、「【横浜市電子申請】「(入居済のみ) 新築の住宅用家屋証明書の電子申請に係る手続き」の再申請のお願い」という件名でメールを送信します。

↓横浜市電子申請・届出システムからの修正をお願いするメール



こちらをクリックします。

または、検索エンジンで

「[横浜市電子申請・届出システム](#)」を検索して[横浜市電子申請・届出システム](#)のトップページからマイページへログインします。
※ログイン後、右上に表示されている登録氏名をクリックするとマイページへ遷移します



「申請状況のお知らせ」をクリックします。



申請状況のお知らせ一覧が表示されるので、「申請内容を修正してください」と記載された手続き名をクリックします。



「申請内容の詳細画面へ進む」をクリックします。

申請状況

❗ 申請内容を修正してください

差戻し理由

申請書の表記が異なります。

住宅用家屋証明申請書をアップロードしてください。

修正してください

申請内容を修正する

この申請を取上げる

申請内容を使用して新しく申請する

<

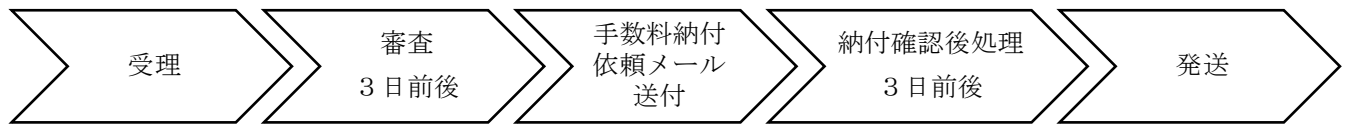
戻る

差戻し理由と「修正してください」と記載がある項目を確認のうえ、ページ下部へスクロールし、「申請内容を修正する」、「この申請を取り下げる」等、ご希望の手続きを選択してください。「申請内容を修正する」をクリックすると、「(入居済のみ) 新築の住宅用家屋証明書の電子申請に係る手続き」の申請フォームへ遷移します。ページ下部の「次へ進む」をクリックすると、申請した内容が表示されますので、添付ファイル等、差戻し理由に該当する項目を修正し、再度申請してください。差戻しの内容を修正できない場合は、「この申請を取り下げる」をクリックしてください。

家屋証明の電子申請 Q&A

Q. 手数料納付後、家屋証明書が郵送されるまでの日数のめやすを教えてください

A. 滞りなく処理が進んだとしても申請後1週間程度かかります。なお、家屋証明の電子申請の受理件数によっては、さらに時間がかかる場合があります。また、郵送日数もかかりますので、お時間に余裕をもってご申請ください。



Q. ○○日までに家屋証明を返送してほしいのですが

A. 申請順に順次審査を行うため、個別のご要望にはお応えできません。申請の際は時間に余裕をもって申請していただき、お急ぎの場合は窓口にご来庁いただくことをご検討ください。窓口では、不備がなければ10件まで即日交付が可能です。

Q. クレジットカード、PayPay 以外の方法で支払いたい

A. 横浜市電子申請・届出システムの仕組み上、クレジットカード、PayPay 以外の方法ではお支払いできません。また、領収書の発行もできません。上記以外の方法でのお支払いをご希望の場合、領収書の発行をご希望の場合には、窓口にご来庁いただくことをご検討ください。

Q. 未入居で申請したいのですが

A. 未入居でのご申請は、横浜市電子申請・届出システムでのご申請では受付できません。窓口または郵送でご申請ください。